

伊佐市成年後見制度利用促進基本計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

伊 佐 市

目 次

1. 成年後見制度利用促進基本計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
2. 成年後見制度を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
3. 成年後見制度を取り巻く伊佐市の課題・・・・・・・・・・・・・・・・P10
4. 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方及び基本目標・・・・・・・・P10
5. 基本目標の実現に向けた具体的取組・・・・・・・・・・・・・・・・P11
6. 用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・P13
7. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・P14

1. 成年後見制度利用促進基本計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

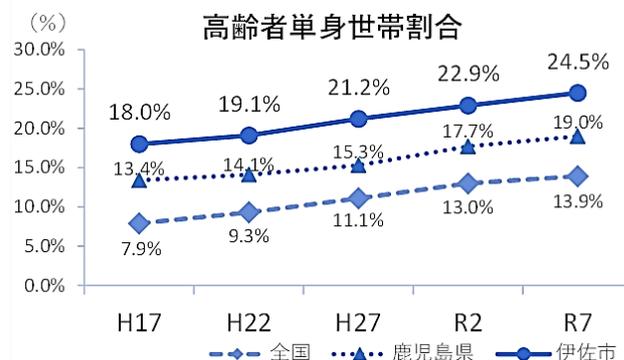
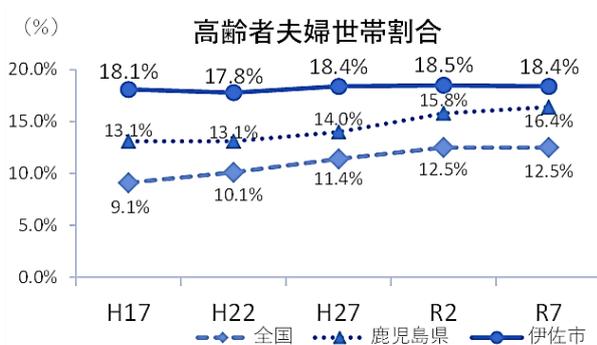
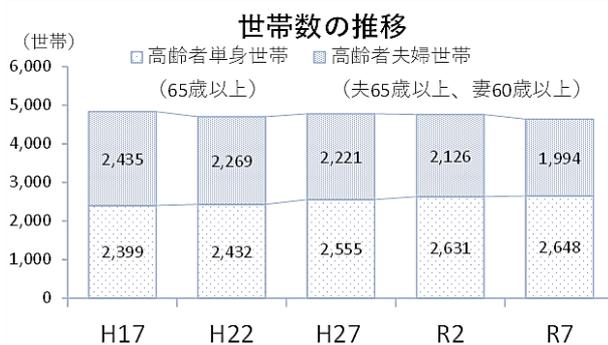
高齢化率が41.96%（令和3年10月現在）である伊佐市は、長寿介護課による推計では、令和2年から令和7年の間に一般世帯は減少する一方、高齢者単身世帯は上昇傾向で推移し、令和7年には市の世帯全体の24.5%になると推計されています。

さらに、高齢者夫婦のみの世帯割合は横ばいで推移し、令和7年の割合は18.4%になると見込まれています。

今後、認知症高齢者のさらなる増加や、知的・精神障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」も深刻になることが明らかです。

認知症、知的・精神障がいにより財産管理や日常生活に支障がある人たちを地域全体で支えるための一つの手段として成年後見制度があるものの、平成12年の制度施行以降十分に活用されているとは言えません。

この制度が、真に必要な人に提供され、利用者がメリットを実感できる制度の運用・改善、権利擁護支援の地域連携ネットワーク作りなどを目指し、本市においても成年後見制度利用促進基本計画を策定し、権利擁護の推進を図ります。



令和2年～令和7年 伊佐市長寿介護課による独自集計

(2) 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

成年後見制度利用促進基本計画は、平成 28 年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律第 12 条第 1 項に基づき、国が定める成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画を勘案し、第 14 条第 1 項において、当該市町村の区域における施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

(成年後見制度利用促進基本計画)

第 12 条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めなければならない。

(市町村の講ずる措置)

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

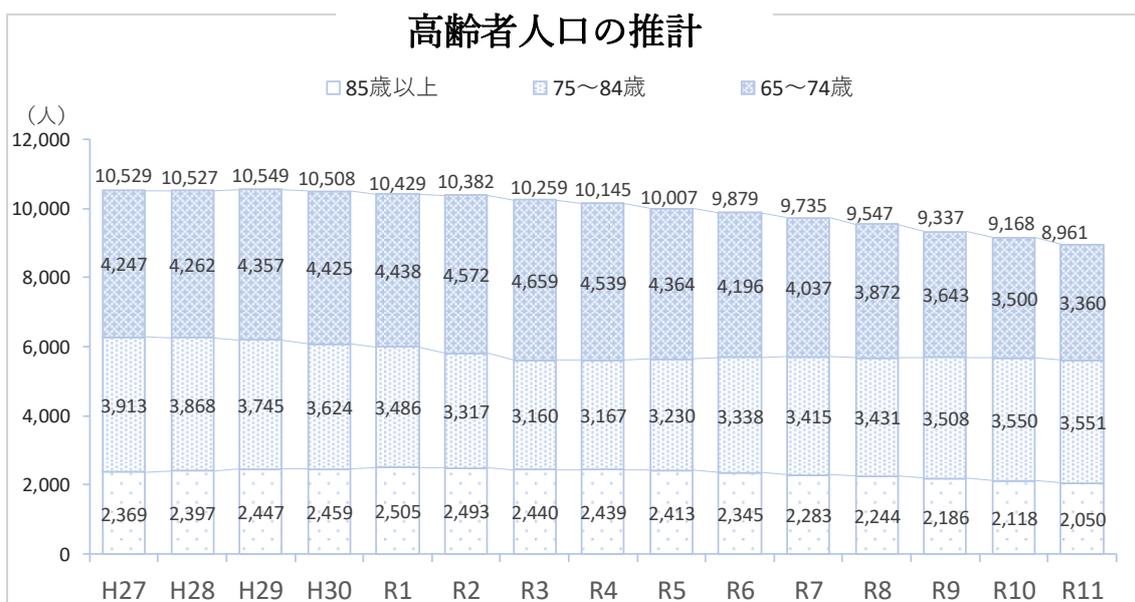
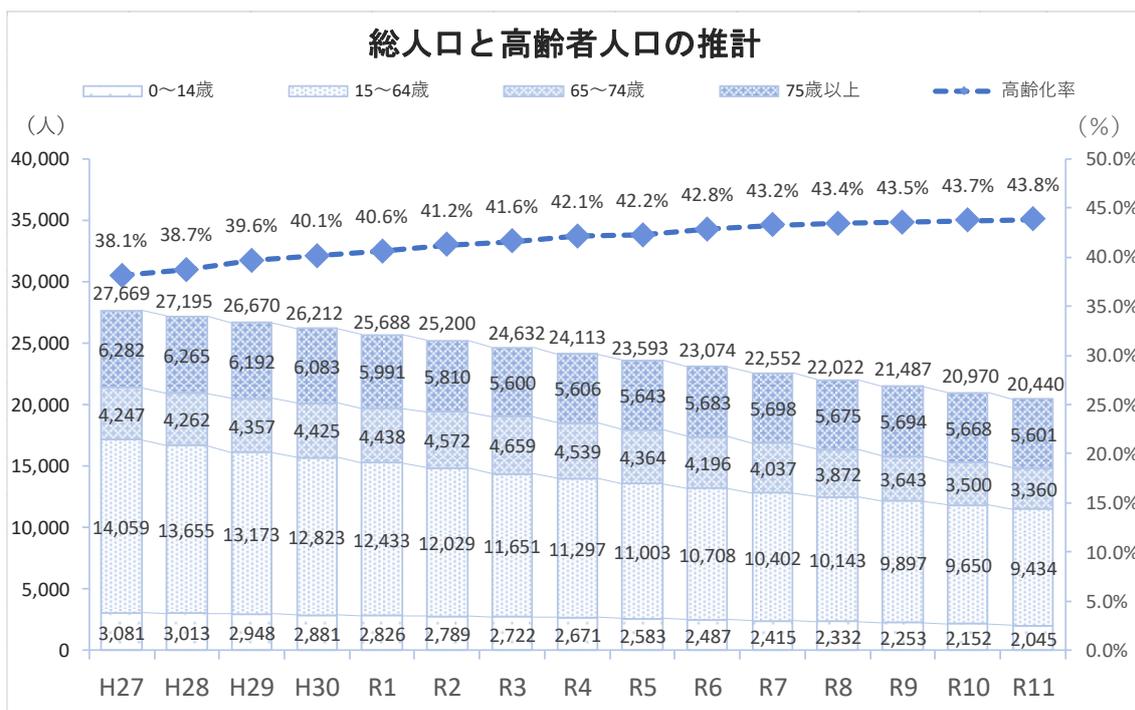
(3) 計画の期間

計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とし、伊佐市成年後見制度利用促進協議会の意見もふまえ、見直しを行います。

2. 成年後見制度を取り巻く現状

(1) 人口及び高齢者の推移

本市の令和3年10月現在の人口は、24,576人で、平成27年と比較すると3,093人の減少となっており、今後も減少が見込まれます。高齢者数についても今後減少傾向が続き、令和6年以降は10,000人を割り込むと推計されています。



伊佐市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画より

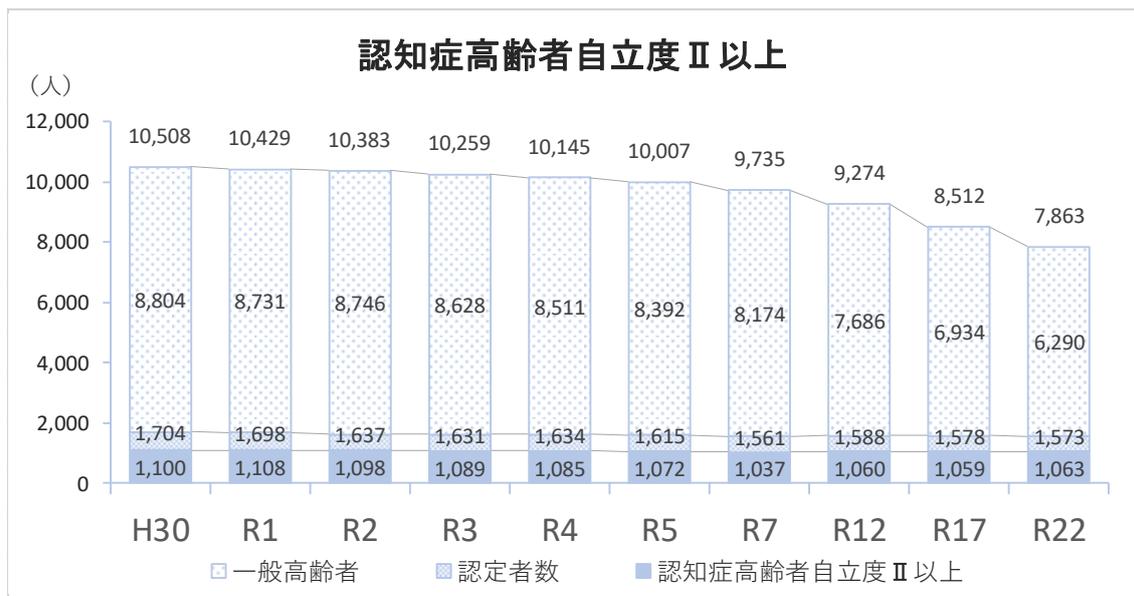
(2) 認知症高齢者数の推移

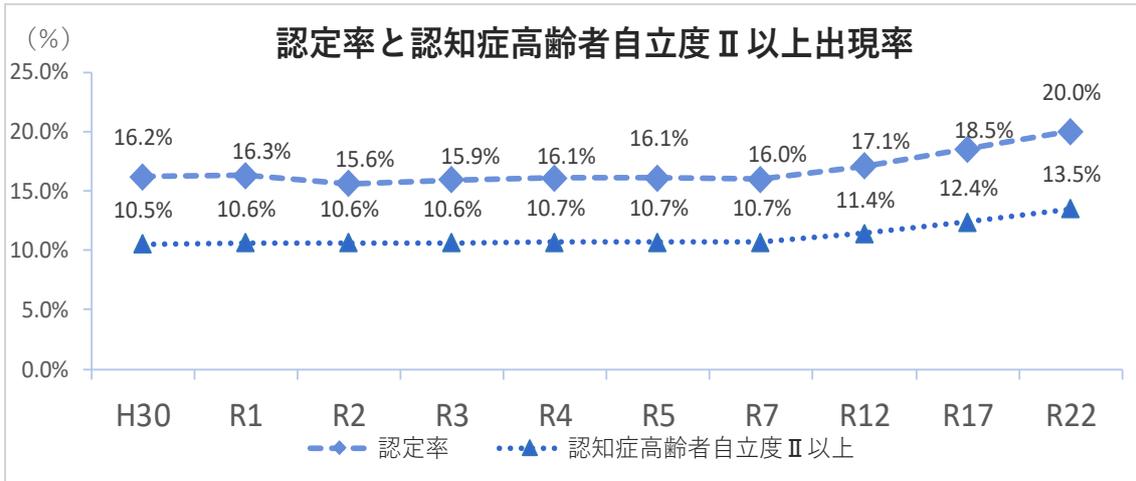
本市の要支援・要介護認定者数における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の出現率は、令和3年11月末時点で、高齢者全体で11.2%となっており、65歳以上の11人に1人以上が認知症高齢者となっています。年齢が高くなるほど認知症高齢者の割合が増えており、85～89歳で23.9%、さらに90歳以上では46.9%となっています。

	高齢者人口	総計	認知症高齢者自立度			
			自立、Ⅰ		Ⅱ以上	
			人数	割合	人数	割合
65-69歳	2,236	40	21	0.9%	19	0.8%
70-74歳	2,428	99	45	1.9%	54	2.2%
75-79歳	1,547	118	48	3.1%	70	4.5%
80-84歳	1,624	255	86	5.3%	169	10.4%
85-89歳	1,341	456	136	10.1%	320	23.9%
90歳以上	1,127	661	132	11.7%	529	46.9%
総計	10,303	1,629	468	4.5%	1,161	11.2%

令和3年11月

本市の将来人口推計による高齢者人口は、平成30年と比べ令和22年は22.5%減少します。ただし認定者数は7.7%の減少、さらに認知症高齢者自立度Ⅱ以上の方は3.4%の減少にとどまる予想となっています。

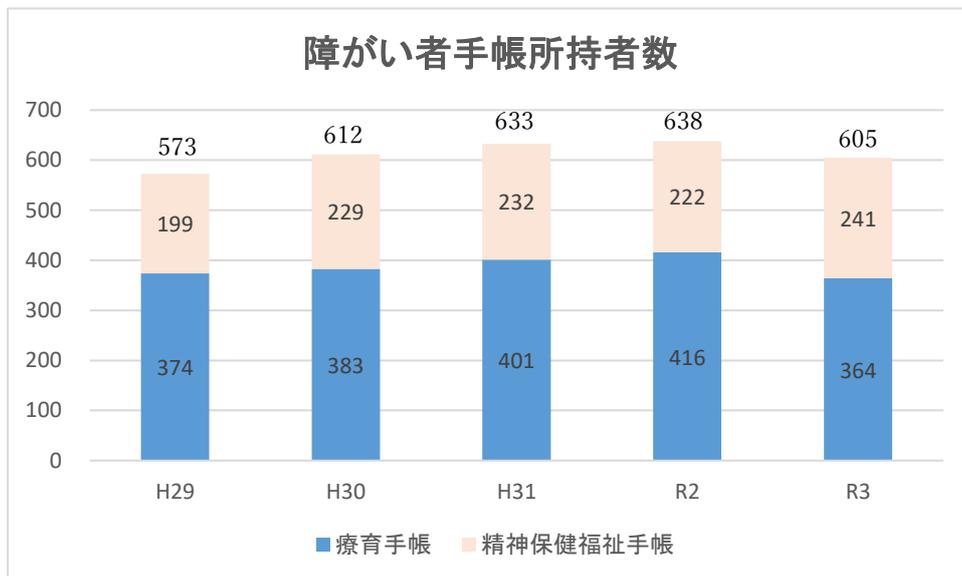




伊佐市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画より

(3) 障がい者数等の推移

療育手帳、精神保健福祉手帳取得者数でみると、横ばい、もしくは微増の状況です。人口比でみると増加しています。



福祉課障がい者支援係より

(4) 伊佐市の成年後見制度利用状況

申立件数は、後見類型が最多となっています。申立件数、市長申立て件数は毎年ばらつきがあります。

① 家庭裁判所大口出張所における申立件数（伊佐市のみ）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
後 見	6	10	6	3
保 佐	2	2	2	2
補 助	0	0	1	0

② 市長申立て件数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
長寿介護課	1	2	3	0
福祉課	2	4	0	1

(5) アンケート調査結果

① 調査の目的

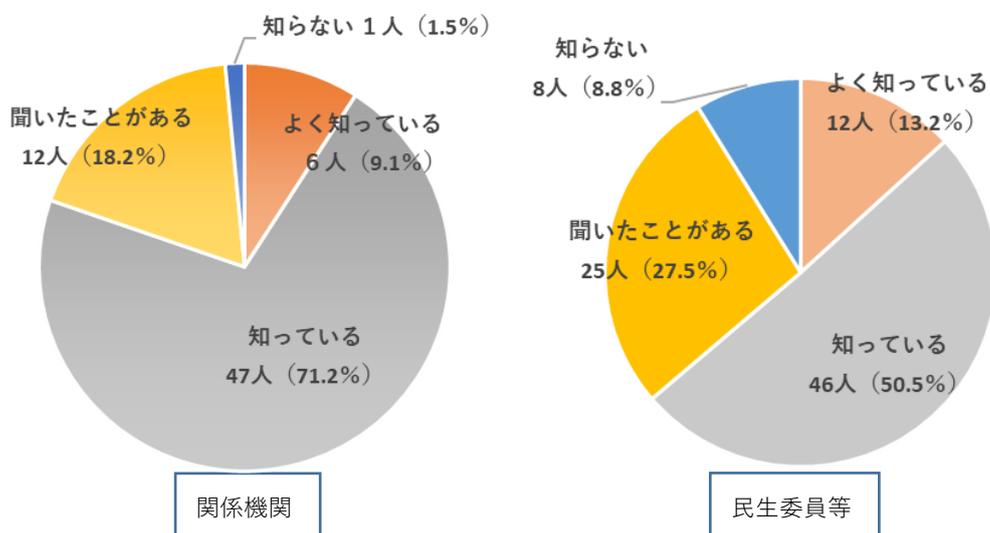
地域や関係機関でのニーズを把握し、利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用の促進、施策の総合的かつ計画的な推進をはかるために、市内医療機関、介護・障がい者サービス事業所（以下、「関係機関」と表記します。）と伊佐市民生委員児童委員（以下、「民生委員等」と表記します。）に対して実態調査を行いました。

対象者	実施期間	実施方法	回収率
関係機関	令和 2 年 4 月 17 日～ 5 月 20 日	紙面による アンケート	94.3% (70 事業所中 66 事業所 代表者回答)
民生委員等	令和 3 年 6 月 9 日～ 6 月 11 日	紙面による アンケート	95.8% (95 人中 91 人回答)

② 調査結果の概要

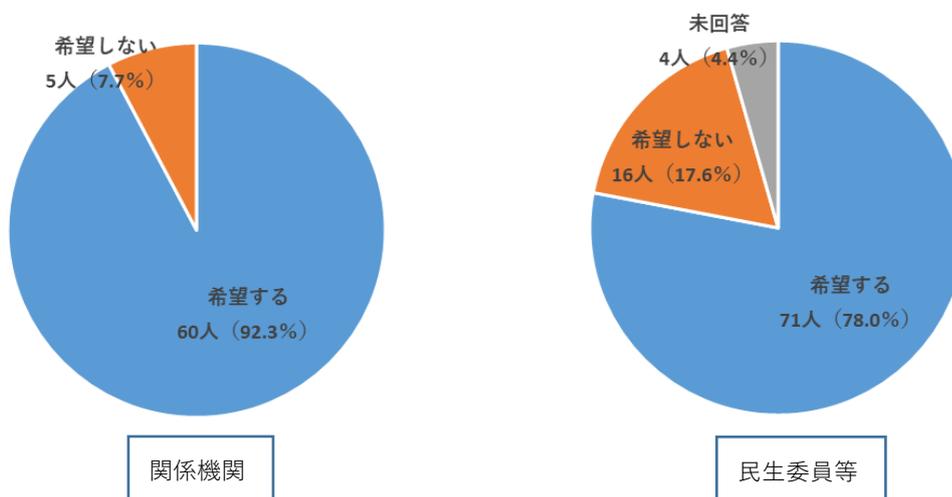
問1) 成年後見制度をご存知ですか

関係機関、民生委員等ともに、知っている方が半数を超えています。



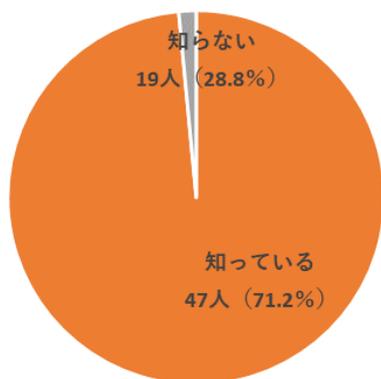
問2) 成年後見制度について研修を希望しますか

関係機関では60人(92.3%)、民生委員等では71人(78.0%)と、大部分の方が研修を希望しています。

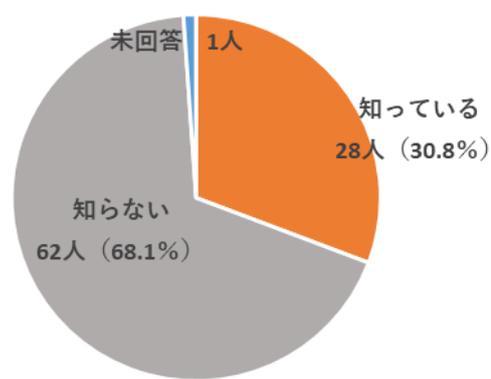


問3) 成年後見制度の相談窓口を知っていますか

関係機関では「知っている」と回答した方が47人(71.2%)と7割を超える認知度でしたが、民生委員等では「知らない」と回答した方が62人(68.1%)となっています。



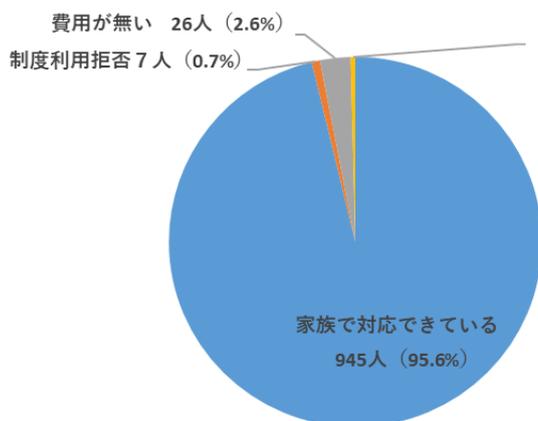
関係機関



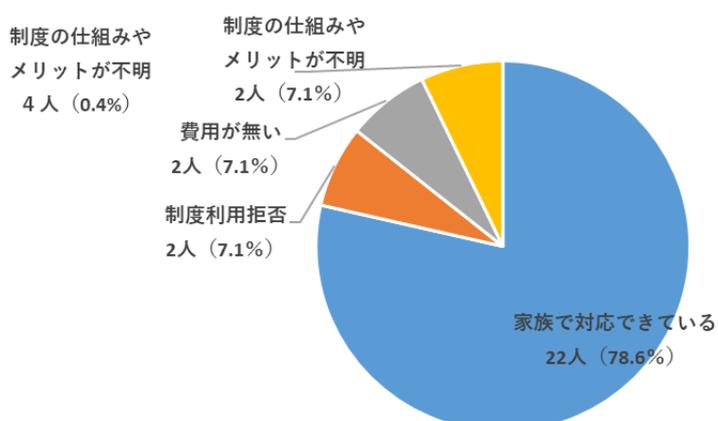
民生委員等

問4) 成年後見制度利用が必要でも利用に至らない要因は何ですか

「家族で対応できている」が関係機関で945人(95.6%)、民生委員等22人(78.6%)となっています。



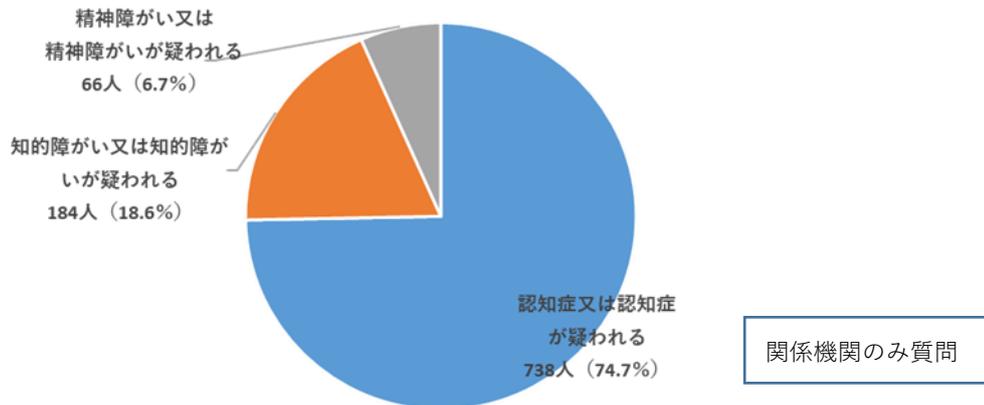
関係機関



民生委員等

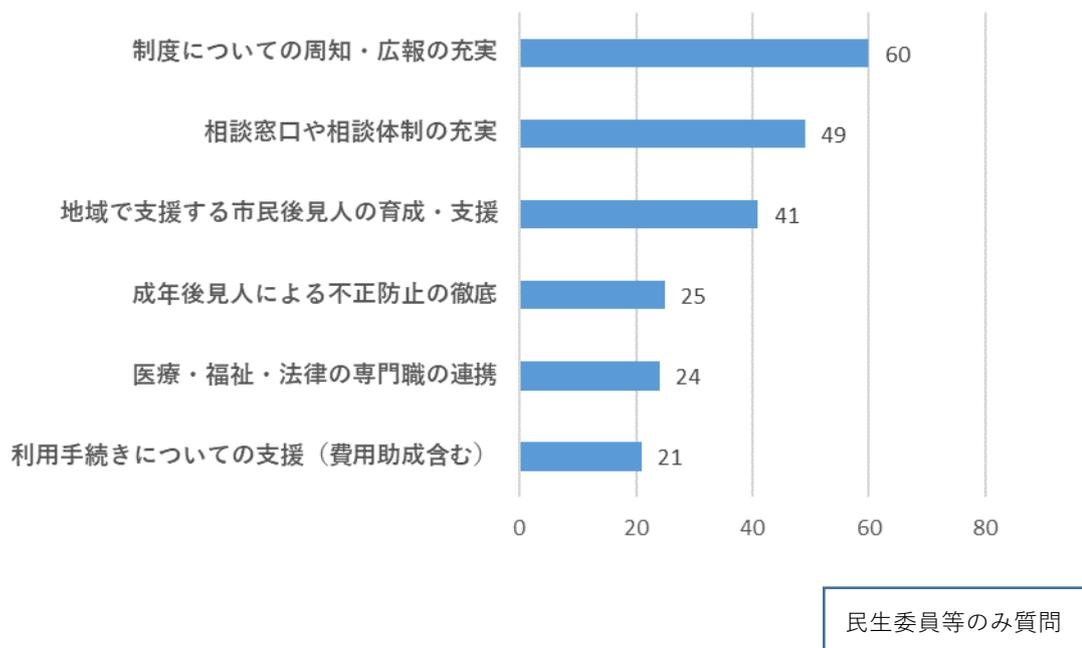
問5) 成年後見制度の利用が必要と思われる方の要因となっている障がいは何ですか

制度利用の必要性は、認知症に起因する方が738人(74.7%)で、全体の4分の1を占めています。



問6) 成年後見制度の利用促進、充実を図るために必要なものは何ですか(複数回答可)

「制度についての周知・広報の充実」60人(27.3%)が最も多く、次いで「相談窓口や相談体制の充実」49人(22.3%)となっています。



3. 成年後見制度を取り巻く伊佐市の課題

利用の対象者となりえる認知症高齢者が増加傾向にあることに加え、独居や家族等の支援者が近くにいない方が増加する傾向にあります。誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる支援体制の整備が必要です。

成年後見制度については、関係者間ではある程度理解されていますが、相談窓口の周知が十分ではありません。

制度を利用する必要性についての理解や自己実現の尊重が図られ、早期の制度利用の検討ができるように、研修等を通じて制度について知る機会を作ることも重要です。

権利擁護支援が必要な人を適切な時期に支援につなぐためには、関係機関や専門職が連携を強化するための体制作りを進める必要があります。

また、認知症に対して必要性を感じるケースが多いことから、特にこの分野に対する制度への積極的な関りが必要と考えられます。

現在、後見人等の担い手は親族以外では専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が多くを占めています。今後、成年後見制度が周知され適切な利用につながっていくことを考慮し、後見人等の担い手の確保も必要です。そのために、法人が後見人業務を行う「法人後見」、市民が後見人業務を行う「市民後見人」の育成も検討の必要があります。

4. 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方及び基本目標

(1) 基本的な考え方

本計画は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの方の権利を尊重して擁護することにより、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(2) 基本目標

基本的な考え方に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、次の目標を計画の基本目標とします。

基本目標 1 利用者や関係者がメリットを実感できる制度・運用の推進

基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実

基本目標 3 安心して成年後見制度を利用できる環境整備

5. 基本目標の実現に向けた具体的取組

基本目標1 利用者や関係者がメリットを実感できる制度・運用の推進

財産管理のみを重視するのではなく、その方の意思決定支援を行い、身上保護も重視します。障がい者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、後見人等は障がい者の人生の伴走者として支援を行っていく必要があります。出来る限り本人の意思を尊重し、意思決定支援について関係者間で協議を重ねます。

また、任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、相談対応等も強化します。

成年後見制度を知らないことから、制度利用が必要な人が利用していないという場合があります。制度の理解普及を深めて、適切な時期に制度利用の検討、判断、利用に繋がられるようにします。

【具体的取組】

(1) 広報活動の実施

- ① 市報や市ホームページの活用。
- ② 認知症サポーター養成講座や各種会議における制度周知。
- ③ 制度についての出前講座を実施（市民向け、関係者向け等）。
- ④ 市民対象の講演会の開催。

(2) 相談事業の実施

- ① 伊佐市成年後見センター（以下、「センター」と表記します。）に相談窓口を設置。
- ② ケースに応じて、伊佐市成年後見制度利用促進協議会委員（詳細は基本目標2（2）参照）やその他専門職に対して協力依頼。

(3) 関係機関とのネットワークづくり

- ① 金融機関、医療・介護・障がい者福祉事業所、家庭裁判所等の関係機関に対し、連携が図れるようにセンターからの連絡、情報交換等を実施。

基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実

成年後見制度に関する相談窓口として、令和3年8月に長寿介護課地域包括支援係内に伊佐市成年後見センターを設置しました。地域連携ネットワークの中核的な機関（中核機関）として、センターを中心に、本人に身近な関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築します。

また、伊佐市成年後見制度利用促進協議会の設立により、専門職団体や関係機関との連携体制を強化します。

【具体的取組】

- (1) 伊佐市成年後見センターの運営
 - ① 専門職による専門的助言などの確保。
 - ② 関係機関とのネットワークづくり（再掲）
- (2) 伊佐市成年後見制度利用促進協議会（以下、「協議会」と表記します。）の運営
 - ① 個々のケースに対するチームでの対応に加えて、法律、福祉の関係機関が協議会委員となり、チームを支援する体制を構築。
 - ② 協議会にて地域課題の検討、調整、解決等実施。

基本目標3 安心して成年後見制度を利用できる環境整備

地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見への対応にも留意します。また、制度についての理解が普及されることにより、制度利用者の増加が見込まれるため、後見人等の担い手を確保し、安定した利用につながるような体制作りを行います。

【具体的取組】

- (1) 制度利用につながる支援の充実
 - ① 成年後見制度利用支援事業の対象者拡大の検討。
 - ② 受任者調整（マッチング）等の支援実施。
- (2) 後見人等就任後の後見人等の支援
 - ① センターにて、後見人等からの相談対応実施。
- (3) 後見人等の担い手確保
 - ① 専門職後見人等の把握。
 - ② 法人後見、市民後見人養成に向けた検討（先進地視察、研修会開催等）
- (4) 広報活動の実施（再掲）
- (5) 相談活動の実施（再掲）
- (6) 関係機関とのネットワークづくり（再掲）

6. 用語説明

	用語	説明
い	伊佐市成年後見制度利用促進協議会	後見等開始の前後を問わず、チームに対し法律・福祉の関係機関が必要な支援を行えるよう、連携体制を強化し、自発的に協力する体制作りを進める合議体。
け	権利擁護	その方の権利を守るために、支援すること。
し	市民後見人	成年後見制度に関する一定の研修を受け、市区町村の推薦を受けて家庭裁判所に選任された人。
し	身上保護	介護、福祉、医療等を受けるときの手続きや支払い、住居の契約・支払い等、日常生活上の法律行為の支援。
せ	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選び、本人を法的に支援する制度。
ち	地域連携ネットワーク	必要な人が成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援に必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。
	中核機関	成年後見制度の利用を促すために必要な、様々な関係団体の地域連携ネットワークの中核を担う機関。 令和4年4月現在、伊佐市では伊佐市役所長寿介護課地域包括支援係内に「伊佐市成年後見センター」を設置し、中核機関としての役割を務めている。
に	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会との契約に基づき、福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理、書類預かりといった援助を行う制度。
	日常生活自立度	高齢者の認知症の程度踏まえた日常生活自立度の程度を表すもの。日常生活自立度Ⅱは、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」
ほ	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が後見人等を担うこと。

7. 参考資料

伊佐市告示第110号

伊佐市成年後見センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重して擁護することにより、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ることを目的として実施する伊佐市成年後見センター事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後見人等 民法(明治29年法律第89号)に規定する成年後見人、保佐人及び補助人をいう。
- (2) 後見等 後見人等として行う後見、保佐及び補助をいう。
- (3) 市民後見人 市が行う市民後見人の養成に係る研修を修了し、後見等の業務に適切にあたることができる者として伊佐市市民後見人名簿に登録された者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は伊佐市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる団体に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業内容)

第4条 伊佐市成年後見センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 成年後見制度に関する相談及び手続支援
- (2) 成年後見制度に関する広報及び啓発
- (3) 市民後見人の養成及び活動支援
- (4) 成年後見制度に係る機関等との連携及び調整
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関し必要な事業

(協議会の設置)

第5条 事業を円滑かつ効果的に実施するため、センターに伊佐市成年後見制度利用促進協議会を設置する。

- 2 前項の協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(記録及び保存)

第6条 センターに相談のあった内容については記録し、保存するものとする。

2 前項に規定する記録の保存期間は、最後に記入した日の属する年度の終了の日の翌日から起算して5年間とする。ただし、必要と認めるものは、5年間を超えて保存することができるものとする。

(秘密の保持)

第7条 センターの職務に従事する者又はこれらの職にあった者は、利用者及び利用者の親族等関係者の個人情報に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年8月1日から施行する。

伊佐市告示第 111 号

伊佐市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊佐市における成年後見制度に関する施策の適切な運用を目的として、関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度の理解と利用促進を図るため、伊佐市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (2) 成年後見制度利用促進計画に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用促進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法律に関わる専門職
- (2) 福祉に関わる専門職
- (3) 医療又は保健に関わる専門職
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長がこれを行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、出席委員の氏名及び会議の次第その他必要な事項を記載した会議録により記録し、これを保管しなければならない。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、伊佐市成年後見センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年8月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

【伊佐市成年後見制度利用促進基本計画】

発行年月 令和4年3月

発行 伊佐市役所 長寿介護課

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

電話 0995-23-2377 FAX 0995-22-5035